

2025年版

リーダーズ
Zoom
定例会

第2回



リーダーズ総合研究所



辰巳法律研究所
Tatsumi legal institute

【第2回 Zoom定例会】

1 民法の復習.....	1
2 記述式.....	12



1

図表問題

1 履行遅滞

一図表一 履行期

		履行期
確定期限の定めのある債権		期限到来時（412条1項）
不確定期限の定めのある債権		①または②のいいずれか早い時（412条2項） ①（ ） ②（ ）
期限の定めのない債権	原則	（ ）（412条3項）
	返還時期の定めのない消費貸借	催告後、相当期間経過後（591条1項）
	不法行為に基づく損害賠償請求権	不法行為時
債務不履行による損害賠償請求権		催告時（期限の定めのない債権）

2 連帯債務

一図表一 不可分債権・不可分債務・連帯債権・連帯債務の比較

	弁済代物 弁済	請求	更改	相殺	免除	混同	時効の完成
不可分債権	○	○	×	○	×	×	×
不可分債務	○	×	○	○	×	×	×
連帯債権	○	○	○	○	○	○	×
連帯債務	○			※			

(○：絶対的効力、×：相対的効力)

※ 連帯債務者の一人が債権者に対して債権を有する場合において、債権を有する連帯債務者が相殺を援用しない間は、その連帯債務者の負担部分の限度において、他の連帯債務者は、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。

3 保証と連帯保証の比較

一図表一 保証と連帯保証の比較

	保証	連帯保証
意義	主たる債務者が、その債務を履行しない場合に、主たる債務者に代わって、その債務を履行すべき義務をいう（446条）。	保証人が、主たる債務について、主たる保証人と連帯して、保証債務を負担するという保証をいう。
付從性	○	○
随伴性	○	○
()	○	×
()	○	×
保証人について生じた事由の効力	主たる債務者に影響が及ばない（相対効）。	（ ）については、主たる債務者に影響が及ぶ（絶対効）。

4 免責的債務引受と併存的債務引受の比較

一図表一 免責的債務引受と併存的債務引受の比較

	免責的債務引受	併存的債務引受
意義	従来の債権債務関係から債務者が離脱し、債務が同一性を保ったまま引受人に移転するものをいう。	債務者が法律関係から離脱せず、引受人が旧債務者と並んで債務者となるものをいう。
当事者	三面契約	可 能
	債権者・引受人	債務者の意思に反するときでも可能
	債務者・引受人	債務者が引受人となる者に対して承諾をした時に、その効力を生ずる。 第三者のためにする契約となり、債権者の受益の意思表示が必要
効果	免責的債務引受の引受人は債務者が債権者に対して負担する債務と同一の内容の債務を負担し、債務者は自己の債務を免れる（472条1項）	併存的債務引受の引受人は、債務者と連帯して、債務者が債権者に対して負担する債務と同一の内容の債務を負担する（470条1項）。

5 同時履行の抗弁権

一図表一 同時履行の抗弁権の肯否

認められるもの	認められないもの
<p>(1) 明文の規定のあるもの</p> <ul style="list-style-type: none">① 解除による原状回復義務（546条）② 負担付き贈与（553条） <p>(2) 解釈上問題になるもの</p> <ul style="list-style-type: none">③ 契約の無効・取消しにおける当事者双方の返還義務（最判昭47.9.7）④ 弁済と受領証書の交付（大判昭16.3.1）⑤ 建物買取請求権行使時の土地・建物の引渡（登記）と建物代金支払（最判昭35.9.20）⑥ 請負における目的物の引渡しと報酬支払（大判大5.11.27）	<p>① 弁済と債権証書の返還（487条）</p> <p>② 弁済と抵当権設定登記の抹消（大判明37.10.14）</p> <p>③ 賃貸借契約終了に伴う建物明渡義務と敷金返還義務（最判昭49.9.2）。</p> <p>④ () (最判昭29.7.22)</p>

6 特殊な贈与

一図表一 特殊な贈与

	定期贈与	負担付贈与	死因贈与
意 義	定期の給付を目的とする贈与をいう。	贈与契約の際に受贈者に負担を課す贈与をいう。	贈与者の死亡によって効力を生ずる贈与をいう。
効 力	() その効力を失う（552条）。	その性質に反しない限り、双務契約に関する規定（同時履行の抗弁権、危険負担、解除）が準用される（553条）。	その性質に反しない限り、遺贈に関する規定が準用される（554条）。
備 考		負担の限度において、贈与者の給付と受贈者の給付とは対価関係に立つため、贈与者は、売主と同様の担保責任を負う（551条2項）。	死因贈与の方式については、遺贈に関する規定は準用されない（最判昭32.5.21）。

7 使用貸借と賃貸借の比較

一図表一 使用貸借と賃貸借の比較

	使用貸借	賃貸借
性 質	(· ·)	(· ·)
借主の義務	返還義務 保管義務 原状回復義務 用法遵守義務	返還義務 保管義務 原状回復義務 用法遵守義務
借主の権利	使用収益 必要費償還請求権 (通常の必要費を除く) 有益費償還請求権	使用収益 必要費償還請求権 有益費償還請求権
貸主の修繕義務	修繕義務なし	修繕義務あり
貸主の担保責任	贈与者と同じ (596条・551条)	売主と同じ (559条)
通常の必要費	() 負担	() 負担
対抗力	なし	あり
借地借家法の適用の有無	なし	あり
() の死亡	契約終了	契約終了せず

8 委任と事務管理の比較

一図表一 委任と事務管理の比較

	委任契約	事務管理
法的性質	法律行為	準法律行為
注意義務	善管注意義務 (644条)	善管注意義務 ただし、緊急事務管理の場合は、悪意・重過失の場合のみ責任を負う (698条)
報告義務	○	○
引渡義務	○	○
利息支払・損害賠償責任	○	○
()	特約ある場合のみあり	規定なし
()	○	規定なし
費用償還請求権	○	有益な場合のみ
代弁済請求権	○	有益な債務のみ
()	○ (無過失責任)	規定なし

1 受領遅滞

(1) 意義

受領遅滞とは、債務者が履行の提供をしたにもかかわらず、債権者が受領その他の協力をしないことをいう(413条)。

(2) 法的性質

判例は、基本的には、債権者には、目的物の受領義務がないことを前提に、受領遅滞の責任は、信義則上法が特別に認めた法定責任(法定責任説)であるとする。

なお、判例には、売買契約における買主に、その契約に基づく義務として、目的物の引取義務を認めたものがある。

判例

(最判昭 46.12.16)

契約期間を通じて採掘された鉱石の全量を売買の目的物とする旨の契約においては、買主には、買主が提供する目的物を引き取るべき信義則上の義務があるから、買主の引き取り拒絶は債務不履行となり、損害賠償義務を負う。

(3) 要件

① 債務の本旨に従った履行の提供(弁済の提供)があること

弁済の提供は、現実の提供が原則であるが、債権者があらかじめ受領を拒み、または債務の履行につき債権者の行為を要するときは、口頭の提供で足りる(493条)。

② 債権者がその提供を拒み、または受領することができないこと

(4) 効果

① 保管義務の軽減

特定物の引渡しを目的とする債務について受領遅滞があったときは、債務者の保存義務は、自己の財産に対するのと同一の注意義務に軽減される(413条1項)。

② 増加費用の債権者負担

債権者の受領遅滞によって、その履行の費用が増加したときは、その増加額は、債権者の負担となる(413条2項)。

③ 債権者への危険の移転

債権者の受領遅滞があった場合において、履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなされる(413条の2第2項)。その結果、双務契約において、債権者は、債務者からの反対債務の履行請求を拒むことができず(536条2項)、履行不能を理由として、契約の解除をすることができない(543条)。

2 相殺

(1) 意義

相殺とは、債権者と債務者が相互に同種の債権・債務を有する場合に、その債権と債務を対当額において消滅させる一方的意思表示をいう。相殺には、簡易決済機能、公平保持機能、担保的機能がある。

(2) 要件

ア 相殺適状にあること

相殺適状とは、双方の債権が相殺をすることができる状態にあることをいう。

① 対立する債権が存在すること

(ア) 原則

相殺をするためには、債権者と債務者が相互に相手方に対して、債権を有することが必要である(505条1項本文)。

(イ) 例外

債務者は、対抗要件具備時より前に取得した譲渡人に対する債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる(469条1項)。

② 両債権が有効に存在すること

(ア) 原則

相殺の意思表示前に一方の債権が弁済または解除によって消滅した場合、相殺不能となる。

(イ) 例外

消滅時効によって消滅した債権が、時効消滅前に相殺適状にあったときは、これをもって相殺をすることができる(508条)。

③ 両債権が同種の目的を有すること

同種の目的を有するのであれば、相殺は、両債権の履行地が異なるときであってもすることができる(507条)。

④ 両債権が弁済期にあること

(ア) 自働債権

自働債権の弁済期については、相手方の期限の利益を一方的に奪うことはできないことから、必ず到来していかなければならない。

(イ) 受働債権

受働債権の弁済期については、債務者は、期限の利益を放棄して(136条2項)、相殺をすることができる(大判昭8.5.30)。



(最判平25.2.28)

民法505条1項は、相殺適状につき、「双方の債務が弁済期にあるとき」と規定しているのであるから、その文理に照らせば、自働債権のみならず受働債権についても、弁済期が現実に到来していることが相殺の要件とされていると解される。したがって、既に弁済期にある自働債権と弁済期の定めのある受働債権とが相殺適状にあるというためには、受働債権につき、期限の利益を放棄することができるというだけではなく、期限の利益の放棄又は喪失等により、その弁済期が現実に到来していることを要するというべきである。

イ 相殺の禁止にあたらないこと

① 特約による禁止

当事者が相殺を禁止し、または制限する旨の意思表示をした場合には相殺はできない。この相殺禁止の意思表示は、善意無重過失の第三者に対抗することができない(505条2項)。

② 法律による禁止

(ア) 受働債権が不法行為等に基づく債権であるとき

①悪意による不法行為に基づく損害賠償の債務、②人の生命または身体の侵害による損害賠償の債務(①に掲げるものを除く。)を、受働債権として相殺することは許されない(509条各号)。ただし、その債権者がその債務に係る債権を他人から譲り受けたときは、この限りでない(509条ただし書)。

これは、①不法行為の被害者に現実の弁済による損害の填補を受けさせる(被害者の救済)とともに、②不法行為の誘発を防止するためである。

判例

(最判昭 42.11.30)

不法行為に基づく損害賠償債権を自働債権とし、不法行為による損害賠償債権以外の債権を受働債権とする相殺は許される。

(イ) 受働債権が差押禁止債権であるとき

債権が差押えを禁じたものであるときは、その債務者は、相殺をもって債権者に対抗することができない(510条)。

(ウ) 自働債権が受働債権の差押後に取得された場合

差押えを受けた債権の第三債務者は、差押え後に取得した債権による相殺をもって差押債権者に対抗することはできないが、差押え前に取得した債権による相殺をもって対抗することができる(511条1項)。

もっとも、差押え後に取得した債権が差押え前の原因に基づいて生じたものであるときは、その第三債務者は、その債権による相殺をもって差押債権者に対抗することができる。ただし、第三債務者が差押え後に他人の債権を取得したときは、この限りでない(511条2項)。

(3) 方法

相殺は、当事者の一方から相手方に対する意思表示によってする(506条1項前段)。その意思表示には、条件または期限を付することができない(506条1項後段)。

(4) 効果

相殺によって、両債権は、その対当額で消滅する(505条1項本文)。この効果は、相殺適状が生じたときに遡って生じる(506条2項)。

3 契約の解除

(1) 意義

契約の解除とは、契約締結後、当事者の一方の意思表示によって、その契約の効力を当初に

遡って消滅させる制度をいう。

(2) 趣旨

契約の解除は、債務不履行をされた債権者を、契約の拘束力から解放するための制度である。したがって、契約の解除が認められるためには、債務者の責めに帰すべき事由は、不要である。

(3) 解除の要件

ア 催告による解除

① 債務の不履行があること

債務の不履行とは、債務者がその債務の本旨に従った履行をしないこと、または、履行不能をいう。典型例として、債務者に履行遅滞がある場合がある。

② 相当の期間を定めて催告すること

「催告」とは、債務者に対して債務の履行を請求する意思の通知をいう。

「相当の期間」とは、債務者が履行期までに履行の準備をしていることを前提に、その後の履行を完了するのに必要な猶予期間をいう。

もとより、相当の期間を定めないで催告をした場合(最判昭29.12.21)や不相当に短い期間を定めた催告も有効であり(大判昭2.2.2、最判昭31.12.6)、客観的にみて相当な期間を経過すれば解除権は発生する。

③ 催告の期間内に履行がされなかつたこと

履行せずに期間が満了した時、または期間内に履行拒絶の意思表示により履行しないことが明確になった時に、解除権が発生する。

④ 債務不履行が軽微でないこと

催告期間を経過した時における債務の不履行が、その契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、解除権は発生しない(541条ただし書)。債務不履行が軽微であれば、債権者は、履行請求や追完請求、あるいは損害賠償請求をすることで、十分な救済を受けることができるからである。

イ 催告によらない解除

債権者は、次の①～⑤の場合には、催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる(542条1項各号)。

① 債務全部の履行不能(1号)

履行が不能であるかどうかは、物理的不能だけでなく、一般の取引観念にしたがって判断する。たとえば、不動産の二重譲渡がなされた場合、第二譲受人に移転登記がなされたときは、第一譲受人の移転登記請求権は、取引観念上、履行不能となる(最判昭35.4.21)。なお、履行不能には、後発的不能のみならず、原始的不能も含む。

② 債務全部の履行を拒絶する意思の明確な表示(2号)

債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したときは、契約目的の達成は不可能であるため、催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

③ 債務の一部の履行不能または履行拒絶(3号)

債務の一部の履行が不能である場合または債務者がその債務の一部の履行を拒絶する

意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないときは、催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

④ 定期行為(4号)

定期行為とは、契約の性質または当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない契約をいう。定期行為において、債務者が履行をしないでその時期を経過したときは、催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

⑤ その他契約目的達成が不可能な場合(5号)

①～④の場合のほか、債務者がその債務の履行をせず、債権者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるときは、催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

(4) 債権者の帰責事由による債務不履行

債務の不履行が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、債権者は、催告による解除も催告によらない解除もすることができない(543条)。債権者に責めに帰すべき事由がある場合、債権者を契約の拘束力から解放するのは、当事者の公平に反するからである。

(5) 解除権の行使

ア 解除の意思表示

解除権は、形成権であるため、相手方に対する一方的な意思表示によって、契約解除の効果が発生する(540条1項)。解除の意思表示は、相手方の利益を保護するため、撤回することができない(540条2項)。

イ 解除不可分の原則

当事者の一方が数人ある場合には、契約の解除は、その全員からまたはその全員に対してのみすることができる(544条1項)。当事者の一方が数人ある場合には、一部の者についてのみ契約の解除を認めると、当事者の関係が複雑になるからである。

(6) 解除の効果

ア 当事者間

① 原状回復義務

解除により、契約は当初からなかったことになり、契約から生じた効果は遡及的に消滅する(判例 直接効果説)。その結果、各当事者は、その相手方に対して、原状回復義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない(545条1項)。この原状回復義務(545条1項本文)は、703条以下の不当利得の特則と位置付けられる。

また、金銭の返還の場合は、受け取ったときからの利息を付けて返還しなければならない(545条2項)。なお、返還義務者が金銭以外の物を返還するときは、その受領の時以後に生じた果実をも返還しなければならない(545条3項)。

判例（最判昭51.2.13）

売買契約が解除された場合に、目的物の引渡を受けていた買主は、原状回復義務の内容として、解除までの間目的物を使用したことによる利益を売主に返還すべき義務を負うものであり、この理由は、他人の権利の売買契約において、売主が目的物の所有権を取得して買主に移転することができず、民法561条の規定により該契約が解除された場合についても同様であると解すべきである。

② 損害賠償請求

債権者は、契約を解除しても、債務者に対して、債務不履行に基づく損害賠償の請求をすることができる（545条4項）。

4 賃貸人の地位の移転

（1）賃貸人たる地位の移転

ア 不動産賃借権の対抗要件を備えている場合

（ア）原則

不動産の賃借人が当該不動産の譲受人に賃貸借を対抗できるときは、当該不動産の賃貸人たる地位は、その譲受人に移転する（605条の2第1項）。

（イ）例外

不動産の譲渡人と譲受人が、賃貸人の地位を譲渡人に留保する旨の合意をし、かつ当該不動産を譲受人が譲渡人に賃貸するとの合意をした場合は、賃貸人の地位は、譲受人に移転しない（605条の2第2項前段）。

イ 不動産賃借権の対抗要件を備えていない場合

不動産の譲渡人が賃貸人であるときは、その賃貸人たる地位は、賃借人の承諾を要しないで、譲渡人と譲受人との合意により、譲受人に移転させることができる（605条の3前段）。なお、賃貸借の対抗要件を備えた賃借不動産が譲渡された場合には、譲渡人と譲受人との合意なくして、賃貸人たる地位は、賃貸不動産の譲受人に当然に移転する（605条の2第1項）。

（2）賃貸人の権利行使

賃貸不動産の譲受人が賃貸人として地位を承継したとして、賃借人に対して、賃料請求、契約の解除などの権利行使をするためには、当該不動産について所有権の移転の登記をしなければならない（605条の2第3項）。

（3）賃貸人の債務の承継

賃貸人たる地位の移転により、費用償還債務及び敷金返還債務は、譲受人に承継される（605条の2第4項）。

5 過失相殺

（1）意義

過失相殺とは、被害者に過失があったとき、裁判所が、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる制度をいう（722条2項）。

（2）趣旨

過失相殺は、不法行為によって生じた損害を加害者と被害者との間において、公平に分担させる制度である。

(3) 要件

① 「過失」

過失相殺をするためには、被害者に責任能力があったことは必要ではなく、事理を弁識するに足る能力(事理弁識能力)があれば足りる(最大判昭39.6.24)。

② 「被害者」

「被害者の過失」とは、単に被害者本人の過失のみでなく、ひろく被害者側の過失をも包含する。被害者側の過失とは、被害者本人と身分上、生活関係上、一体をなすとみられるような関係にある者の過失をいう(最判昭42.6.27)。したがって、幼児の監護を委託された者の被用者(保育士)の過失は、これに含まれない。



(最判昭 51.3.25)

夫の自動車に同乗していた妻の損害賠償については、夫婦の婚姻関係がすでに破綻に瀕しているなどの特段の事情がない限り、夫の過失を被害者側の過失として考慮することができる。

(4) 効果

具体的事情の程度に応じて、賠償金の減額が行われる。もつとも、賠償額に算定について、過失を考慮するか否かは、裁判官の裁量に委ねられている。

(5) 被害者の素因

被害者の素因とは、精神的・身体的性質など、損害の発生・拡大の原因となった被害者の素質のことをいう。被害者の素因が、損害の発生・拡大に寄与した場合、これを過失相殺の対象とできるかどうかが問題となる。

判例は、身体に対する加害行為と発生した損害との間に相当因果関係がある場合において、その損害がその加害行為のみによって通常発生する程度、範囲を超えるものであって、かつ、その損害の拡大について被害者の心因的要因が寄与しているときは、損害を公平に分担させるという損害賠償法の理念に照らし、裁判所は、損害賠償の額を定めるに当たり、民法722条2項の過失相殺の規定を類推適用して、その損害の拡大に寄与した被害者の右事情を斟酌することができるとしている(最判昭63.4.21)。



(最判平 4.6.25)

被害者に対する加害行為と被害者のり患していた疾患とがともに原因となって損害が発生した場合において、当該疾患の態様、程度などに照らし、加害者に損害の全部を賠償させるのが公平を失するときは、裁判所は、損害賠償の額を定めるに当たり、民法722条2項の過失相殺の規定を類推適用して、被害者の当該疾患を斟酌することができる。



(最判平 8.10.29)

被害者が平均的な体格ないし通常の体質と異なる身体的特徴を有していたとしても、それが疾患に当たらない場合には、特段の事情の存しない限り、被害者の右身体的特徴を損害賠償の額を定めるに当たり斟酌することはできない。



1

はじめに

1 記述式の配点

記述式は、300点中、配点が60点というように、全体の2割を占める。行政法は、112点中20点(約18%)であるが、民法は、76点中40点(約53%)というように、択一式よりも、記述式の方が配点が高くなっている。したがって、民法については、記述式を意識した学習を早いうちから始めていくのが得策といえる。

	択一式	記述式	多肢選択式	合 計
行政法	/76	/20	/16	/112
民 法	/36	/40	/	/76
基礎知識	一般知識		/	
	諸法令			/56
	情報		/	
	文章理解		/	
	憲 法	/20	/8	/28
	商 法	/20	/	/20
	基礎法学	/8	/	/8

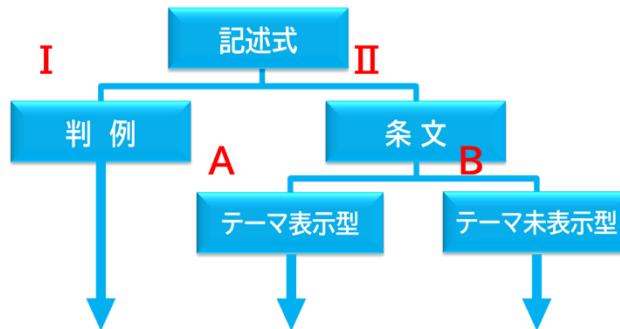
2 記述式対策の時期

また、行政書士試験の場合、毎年、記述式次第という人が多いように、記述式を除いた得点が150点前後のボーダーラインの場合、記述式の出来不出来が合否に大きな影響を及ぼすため、記述式対策は、早め早めに始めた方が、合格により近づくといえる。

そこで、記述式対策を早め早めに始める前に、まずは、記述式では、どのようなことが問われているのか、その出題傾向をしっかりと掴むことが大切である。

1 記述式の出題

記述式の出題は、大きく、判例の理由付けを問う判例系（I）と、条文の知識を問う条文系（II）の2つに分類することができる。



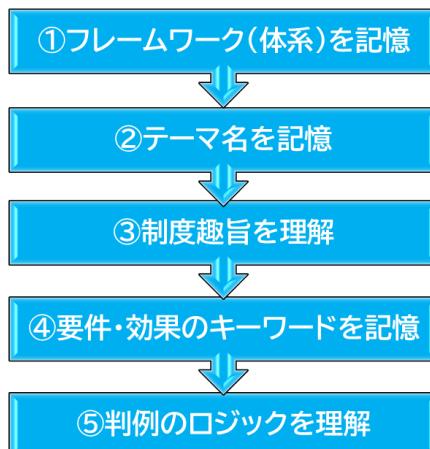
2 判例系

判例系（I）では、民法は、令和2年の問題45や令和4年の問題45、行政法は、令和6年の問題44のように、判例の結論ではなく、その結論を導く理由付けを聞いているため、日頃の勉強においても、判例の結論だけでなく、どうしてそのような結論になるのか、その理由付けなど判例のロジックを理解しておくことが重要になる。

日頃の勉強においても、少し長めの判旨が引用されたテキストや判例集などを使って、判例のロジックを理解する学習をしていくことが、そのまま記述式対策になる。

3 条文系

他方、条文系（II）は、何のテーマの問題なのか、テーマ名が問題文の中に書かれているテーマ表示型（A）と、何のテーマの問題なのか、テーマ名が問題文の中に書かれていないテーマ未表示型（B）の問題がある。



1 テーマ表示型

民法のテーマ表示型（A）の問題については、条文の要件・効果のキーワードを書かせる問題が中心となっている。重要なテーマの要件・効果については、そのキーワードをしっかりと書けるレベルまで、記憶しておくことが必要となる。

	出題テーマ	出題形式	テーマ
29	問題45 譲渡禁止特約	要件・判例趣旨型	表示型
	問題46 民法724条	要件型	表示型
30	問題45 制限行為能力制度	要件・請求権型	表示型
	問題46 贈与契約の撤回	要件・請求権型	表示型
1	問題45 共有物の管理・変更	要件型	表示型
	問題46 第三者のためにする契約	要件型	未表示型
2	問題45 第三者詐欺	要件型	未表示型
	問題46 背信的悪意者	判例趣旨型	表示型
3	問題45 譲渡制限特約	要件型	表示型
	問題46 土地工作物責任	請求権型	表示型
4	問題45 無権代理と相続	判例趣旨型	表示型
	問題46 債権者代位権の転用	請求権型	未表示型
5	問題45 抵当権に基づく物上代位	要件・請求権型	未表示型
	問題46 請負の契約不適合責任	請求権型	未表示型
6	問題45 動産先取特権	請求権型	未表示型
	問題46 登記請求権の代位行使	請求権型	未表示型

2 テーマ未表示型

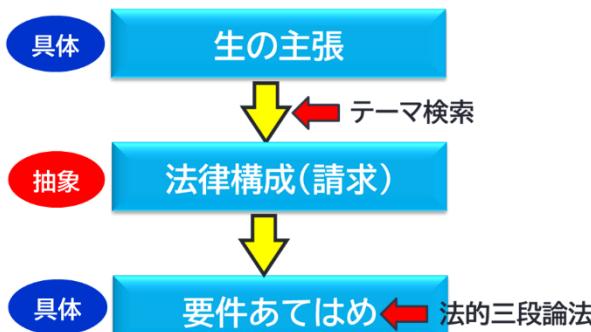
他方、テーマ未表示型（B）の問題については、何のテーマの問題なのか、そのテーマ名を書く必要があるため、テーマ表示型の問題に比べると難易度は高くなる。

本試験において、解答とは全く違うテーマ名を書いてしまったり、何のテーマの話なのか全く分からず、白紙答案となっている人が多いのも、このテーマ未表示型の問題である。

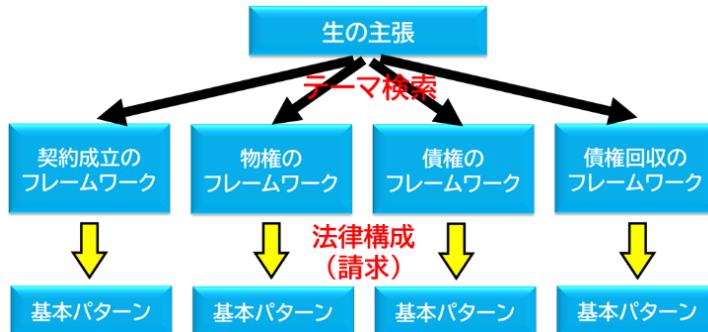
テーマ未表示型（B）の問題の対策としては、択一式の過去問を、単に、○×で何回も繰り返し解くだけの学習ではなく、民法の全体構造を掴む体系的理が重要になってきます。

また、本試験では、具体的な事例から抽象的な条文のテーマ名を書かせる具体→抽象型の問題が中心になっているので、日頃の学習においても、少し長めの事例を使ったテーマ検索のトレーニングをしていくと効果的である。

その意味で、日頃の学習において、思考のフレームワークを使ったアタマの使い方（問題の解き方）を習得しておくと効果的である。



記述式マスター総合講座及びリーダーズゼミ10期生において、問題を解く際の思考のフレームワークと、4つのフレームワークと基本パターンを使った、民法の記述式対策を行っていく。



問題1 Aは、自己が所有するルノワールの絵画甲を、Bに1,000万円で、売却する旨の売買契約を締結した。Bは、売買契約後、1,000万円を支払ったが、ルノワールの絵画甲は、Bへの引渡し前に、Bの責めに帰すべき事由により、滅失してしまった。Aは、ルノワールの絵画甲に損害保険をかけていたため、保険会社Cから、保険金800万円を受け取った。この場合、Bは、Aに対して、どのような権利に基づいて、どのような請求をすることができるか。

«ステップ1» 生の主張

«ステップ2» テーマ検索

«ステップ3» 法律構成(請求)

«ステップ4» 要件あてはめ

«ステップ5» 知識の総整理

問題2 Aは、首輪の付いている飼い主不明の犬を発見したが、その際、犬が怪我をしていたので、獣医Bに治療を受けさせ、治療費を支払った。その後、飼い主Cが、犬の返還を求めてきたが、Aは、治療費を払つてもらうまでは、犬を引渡したくないと考えている。Aは、どのような根拠に基づく、どのような請求権を保全するために、どのような権利を行使して、犬の引渡しを拒むことができるか。「Aは、」に続けて、40字程度で記述しなさい。（「Aは、」は、記述すべき字数には含まれない）。なお、Cの不当利得については、検討する必要はないものとする。

«ステップ1» 生の主張

«ステップ2» テーマ検索

«ステップ3» 法律構成(請求)

«ステップ4» 要件あてはめ

«ステップ5» 知識の総整理

対象 学習経験者

通学＆通信（オンライン同時中継受験も可能）

民法・行政法の実力診断

民☆行チャレンジ模試

“わかっているつもり”が一番危ない。



ワンコインで
実力 Check!



申込特典
平成・令和☆
重要判例
シート

●東京本校

7/27 (日) ほか

●通信部（オンライン同時中継受験も可能）

7/22 (火) 発送

講座仕様

回数

全1回

試験時間 90分

解説講義+ガイドライン 80分

詳細 Web 解説あり

教材

●問題

●解説書

●重要ポイントノート
(セレクト版)

●平成・令和☆重要判例シート
(板野晃治講師によるワンポイント解説講義付)

本講座は基本書フレームワーク講座・上級ファンダメンタル講座・合格スタンダード講座の本科生及び本科生クラスとプレミア☆合格スタンダード講座本科生に含まれています。

民法・行政法の実力診断

あなたの民法・行政法の実力をチェック！

本試験レベルの質・難易度と絶賛された行政書士全国公開完全模試(2014年～2024年)を実施した辰巳があなたの民法・行政法の実力を徹底診断！

直前期だからこそ効率的な学習を考えているあなたに、最重要科目の民法・行政法の進捗を確認するための最適な模試を実施します。

問題は、記述は新聞を出題し、択一は本年度の出題が予想されるテーマについて、過去の辰巳模試・答練から厳選した問題で出題します。まずは受験、そしてこれから対策を検討。多くの受験生のチャレンジをお待ちしています。

民行チャレンジ模試・通学部受験生の声



- ・この時期に民法と行政法の弱点がつかめたのは大変良かった。
- ・問題の解説のみならず、これから学習の指針も得られました。ありがとうございます。
- ・このような機会を設けていただいたことに感謝です。
- ・これまで独学でテキストでしか勉強していなかったので、講義を聞く体験ができたのは良かった。
- ・重要ポイントがよく分かり、今後の勉強の参考になりました。
- ・自分では気付かないポイントが多々ありました。特に試験対策が参考になる。
- ・学習方法の説明がとっても良かったです。これから試験までの自身の方法論としたいです。
- ・講師の解説講義がわかりやすく、ポイントが絞られていた。
- ・まだまだ知識の抜けが多いことがわかった。これから頑張ります。
- ・講師の生の解説講義を聴いて感動しました。
- ・自分が今どのレベルなのか、覚えるべきところを覚えていないということがいやというほどわかりました。
- ・解説書が詳細で後で役に立ちそう。講義はわかりやすかった。
- ・やはり実際に限られた時間で解くという経験は重要だと思った。
- ・問題と詳しい解説書をいただけて、そのうえ解説講義まで受けられるとは！！
- ・山田講師の解説講義が良かったので、何か講座を受講してみたい。



Readers ⇒ Leaders

リーダーズ総合研究所

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6

TEL03-3360-3371（代表） <https://www.tatsumi.co.jp/>

大阪本校：〒530-0027 大阪市北区堂山町1番5号三共梅田ビル8階 TEL06-6311-0400（代表）